

農用地区域への編入手続きについて

三豊市では「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業振興地域整備計画を策定し、農業振興を図っていく地域を「農用地区域」として設定していますが、同法第10条第3項の農用地区域の設定基準に合致する土地が新たに生じた場合については、当該土地を農用地区域に編入するため、整備計画の変更を行うことができます。

例えば、中山間地域等直接支払制度の対象となる予定の農地の中に農用地区域に含まれていない土地がある場合で、市が、この制度の活用により、地域の特性に即した農業の振興が図れるため、その土地の農業上の利用を確保する必要があるものと判断した場合、当該土地が同法第10条第3項第5号の規定に該当することとなるため、これを農用地区域に編入することができます。

〔提出にあたって〕

1. 提出書類はできるだけA版をお願いします。ただし、公図や登記簿謄本など、やむを得ないものは除きます。
2. 原本のほかに副本を1部提出してください(副本はカラーコピーで結構です)。
3. 提出期限は厳守してください。期限を過ぎたものは一切受付いたしません。
4. 三豊市農業振興地域整備促進協議会での協議・検討の結果、土地の形状、周辺農用地の状況、事業内容等によっては、内容の変更若しくは申出の取下げを指導させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。
5. 審議期間中、指導、指摘及び参考書類の追加提出依頼をお願いすることがありますので、速やかに提出をお願いします。
6. 審議期間中、数回にわたり現地調査を行いますのであらかじめご了承ください。
7. 申出内容に変更が生じた場合、申出手続きは最初からやり直しとなりますのでご注意ください。

〔必要書類〕

1. 農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画変更申出書の記入について
(1) 変更目的や事業計画の概要については簡潔に記載してください。
(2) 氏名の横に捺印し、余白部分に捨印を押してください。
2. その他、(別紙)「農用地利用計画変更申出書の添付資料について」を参考に、必要書類の作成・準備をお願いします。

農用地利用計画変更申出書

三豊市長 殿

農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定に基づく三豊農業振興地域整備計画のうち同条第2項第1号に掲げる事項（農用地利用計画）の変更を、下記のとおり希望するので申し出ます。

区 分	氏 名	年 齢	職 業	住 所	電話番号	譲渡人との続柄
譲渡人 (貸人)	印					
譲受人 (借人)	印					

記

1 申出区分 農用地区域からの除外・用途区分の変更・農用地区域への編入

2 申出地

大 字	字	地 番	地 目		面 積(㎡)	農業生産 の状況	耕作者	備 考
			登記簿	現 況				
計								

3 変更理由等

変更後の用途		農家住宅・分家住宅・非農家の自己住宅・分譲住宅・賃貸住宅・資材置場・事務所・店舗・工場・植林・その他（ ）			
当該用途に供する時期		工事着工時期 年 月、供用開始時期 年 月			
変更を必要とする理由					
当該土地を選定した理由及び経緯					
土地 利用 計画 の 概要	建築物	名 称	階数	延床面積(㎡)	建築面積(㎡)
		計			①
	土地	区 分	地目	面 積(㎡)	
		申出地 併せて利用する土地			
		計		②	

農用地利用計画変更申出書の添付資料等について

【記載上の注意事項】

- 1 「氏名」欄は、署名又は記名押印すること。
- 2 各項目とも枠内に入りきらない場合は、別紙として添付すること。
- 3 申出地の選定の理由、経緯には必ず当該土地以外に代替すべき土地がない理由を具体的に記載し、それを証明できる資料等があれば添付すること。

【添付書類】

- 1 申出地の所在略図
申出地及び併せて利用する土地（以下「申出地等」という。）の位置及び付近の状況を表示した図面（申出地を中心に概ね半径500メートルの範囲の土地利用の状況が分かるものであること。また、事業目的の場合にあっては、事業者の所在位置が分かるものであること。市販の住宅地図でも可）に次の事項を記入したもの。
ア 縮尺及び方位
イ 申出地等の範囲（申出地は赤で、併せて利用する土地は黄色で表示）
ウ 接続道路の種類（国・県・市・町道、農道、私道などを表示）
- 2 公図の写し
申出地等及びその周辺を表示した法務局備付け公図写し（事業区域が広範囲である場合は縮小したものでも可）に次の事項を記入したもの。
ア 縮尺及び方位
イ 申出地等の範囲（申出地は赤で、併せて利用する土地は黄色で表示）
ウ 変更する土地及びその周辺の土地の地番、地目、地積及び所有者氏名（農用地区域内の土地については緑色で表示）
エ 接続道路の種類（国・県・市・町道、農道、私道など）、幅員（標準的箇所の幅員）及び名称がある場合はその名称（該当部分は茶色で表示）
オ 水路、河川、ため池等がある場合は、その種類及び名称等（該当部分は青色で表示）
- 3 土地利用計画図
土地の具体的な利用計画を表示した縮尺1/100から1/2,000程度の図面に次の事項を記入したもの。なお、併せて利用する土地がある場合は、その土地の利用状況又は計画も記入すること。
ア 縮尺及び方位
イ 申出地等の範囲（申出地は赤で、併せて利用する土地は黄色で表示）
ウ 建物及び工作物の位置及び建築等の範囲
エ 利用の目的が駐車場、作業場、資材置場等である場合はその区画、台数、面積及び保管する物の種類など
オ 申出地が分筆を伴う場合には、申出地の面積の算出根拠を記入すること（土地利用計画図に記載することも可）
カ 取水及び排水の位置、排水経路
- 4 建物平面図（土地利用計画図に記入することも可）
建物内部の利用計画を表示した縮尺1/500から1/2,000程度の図面に次の事項を記入したもの。
ア 縮尺及び方位
イ 建物の規模等
ウ 部屋等の配置及び利用目的
- 5 事業計画書
 - ① 変更後の用途が、自己住宅（自己住宅の敷地と一体的に利用する車庫、物置等を含む。）の場合
自己住宅等利用計画書（別紙様式1を参考に作成したもの。したがって、同等の内容が記載されておれば、別紙様式以外のものでも可）
 - ② 変更後の用途が、事業用地の場合
事業計画書（別紙様式2を参考に作成したもの。したがって、同等の内容が記載されておれば、別紙様式以外のものでも可）
- 6 その他参考となる書類

※ 農用地利用計画の決定は地方公共団体の職権で行うものです。この手続きは任意のものであり、必ずしも申出を採用するということではありません。